

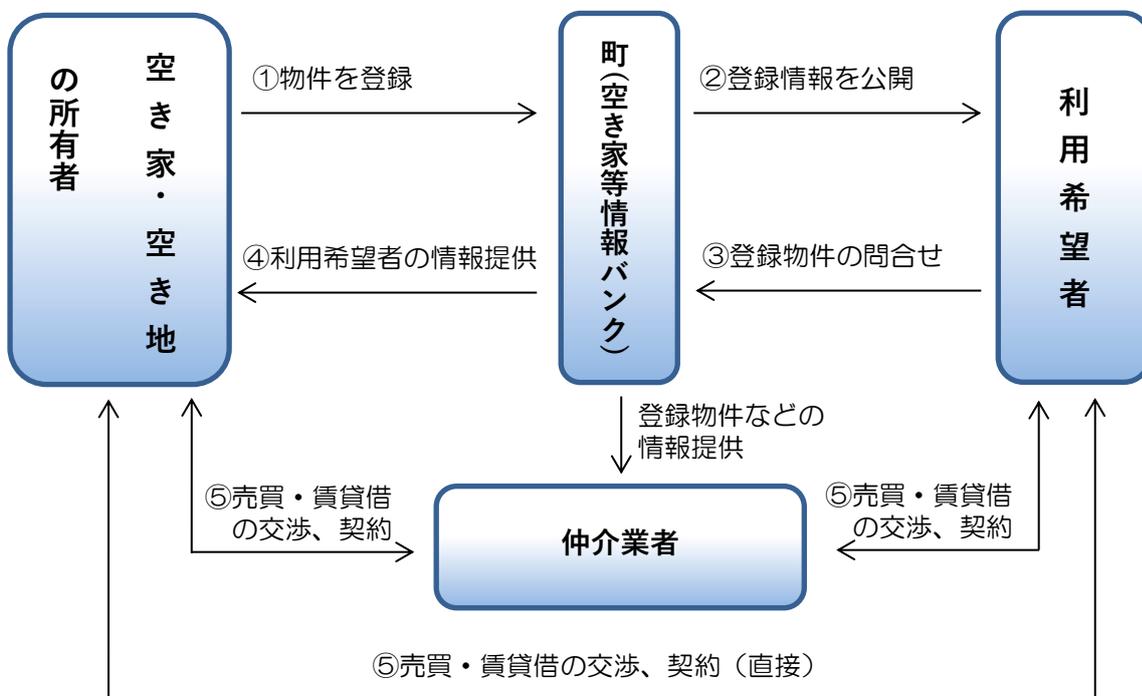
# 七戸町空き家等情報バンク

七戸町内の空き家等の有効活用を通して、移住や定住の促進、地域の活性化を図ることを目的として、ウェブサイト等により空き家等の情報提供を行い、購入又は賃貸を希望する方との橋渡しをする制度です。

## ○ 登録条件等

1. 登録できる物件は、町内に存する空き家（住居、店舗等）及び空き地です。
2. 空き地の場合は、住宅の建築に適当な面積を有する更地の宅地であることとし、農地は登録できません。
3. 登録の有効期間は1年間ですが、有効期限1ヶ月前までに登録取り消しをしない場合は、自動更新となります。
4. 売買・賃貸借の交渉・契約は、宅地建物取引業者へ仲介を依頼するか、所有者が直接利用希望者と交渉・契約するかを選択してください。
5. 当該契約等関する一切のトラブル等について、町は直接これに関与しません。

## ○ 空き家等情報バンクの仕組み



《問い合わせ》 青森県七戸町役場 企画調整課 空き家バンク係

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4 電話 0176-68-2940 (直通) FAX 0176-68-2804

## ○ 物件の登録手続き

### 登録申請

登録を希望される方は、下記1～3の書類に必要事項を記入のうえ、必要書類をご用意の上、企画調整課へ申請してください。

1. 「空き家等情報バンク物件申込書」(様式第1号)
2. 「情報公開開示内容確認書」(様式第2号)
3. 「空き家等情報バンク登録物件カード(空き家・空き地)」(様式第3号)

#### <必要書類>

##### 空き家の場合

- ・物件の現状を確認することができる写真(外・中 各3枚程度)
- ・固定資産税課税明細書(写し可)又は課税台帳(写し可)
- ・建物登記簿謄本(写し可)
- ・建物敷地の土地登記簿謄本(写し可)
- ・その他必要に応じて物件の状態等が分かる書類

##### 空き地の場合

- ・固定資産税課税明細書(写し可)又は課税台帳(写し可)
- ・土地登記簿謄本(写し可)

※1～3の書類は、企画調整課へ来庁いただくか、町ウェブサイトからダウンロードできます。

### 物件登録

書類審査の結果、バンクへの登録が完了すると所有者へ通知します。仲介業者を選定している場合には、登録完了した旨を仲介業者へ連絡します。バンク登録の有効期間は1年間ですが、有効期限1ヶ月前までに登録取り消しを申出ない場合は、自動更新となります。

### 情報公開

登録物件は、町ウェブサイト等により一般公開します。  
(ご本人が承諾した事項のみ公開します。)

### 物件問合せ

利用希望者から物件の問合せ等があった場合は、物件所有者へ連絡します。  
(※仲介業者を選定している場合は、そちらへも連絡してください。)

### 交渉・契約

売買・賃貸借に関しては、所有者及び利用希望者同士で行うか、選定した仲介業者の仲介により行ってください。町は、当該交渉・契約等には一切関与しません。

### 報告

売買・賃貸借の契約が成立した場合は、所有者が「空き家等情報バンク物件登録取消届出書(様式第6号)」を届出してください。